

高崎自治会 班長申し合わせ事項

1 班長会議

(1) 日時

毎月、一日の午後7時から（但し、1月は除く）

(2) 場所

高崎集会所ホール

(3) 遵守事項

都合により班長会費を欠席する場合は、事前に会長宅へ連絡してください。

2 自治会費

(1) 会費の集金

会費は一世帯350円で、班長は、会費納入台帳により各世帯から集金します。

会員は、半年又は1年分をまとめて納入することもできます。

又、集合住宅等においては必要により、会長が管理会社と調整し依頼をします。

（台帳は4月の班長会議に置いて配布）

(2) 会費の納入先

集金した会費は、自治会会計（高崎簡易郵便局長 伊藤洋子さん）に納入し、領収書を受け取り保管します。

(3) 会費の取り扱い

* 転入者：転入した月の翌月分から集金の対象となります。

* 転出者：転出した翌月分から返還の対象となります。

3 防犯灯の修理

班長は、班内の防犯灯が故障等で修理を要する場合は、電柱番号及び電灯の種類を確認し、会長または業者に連絡します。

（防犯灯等の修理についての書類がありますので、会長に問い合わせてください。）

4 不幸が生じた場合

班内で不幸が生じた場合は、直ちに会長あて（班名・氏名・葬儀日時、会場）連絡してください。

5 要望等

班内で要望等がある場合は、適宜様式に内容を記載し、班長会議の際に会長に申し出てください。

要望内容により、役員会議に諮ったり多賀城市に提出されます。

但し、急を要する場合は、電話等により会長あてに連絡をお願いします。

6 会議後の後かたづけ

班長会議終了後、出席者が交代でイスやテーブルの後かたづけをします。

* 偶数班： 4月 6月 8月 10月 12月 2月

* 奇数班： 5月 7月 9月 11月 3月

※ 班長業務について不審またはわからないことがある場合は、何でも会長に相談してください。